

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月11日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第25号

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成11年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の意義」を削る。

第3条第1号中「見込み」の次に「に関する事項」を加え、同条第3号中「区分」の次に「に関する事項」を加え、同条第4号中「基本的事項」を「基本的な事項」に改める。

第4条中「し尿収集運搬申込書（第1号様式）」を「、し尿収集運搬申込書（第1号様式）」に、「浄化槽汚泥、スカム等収集運搬（浄化槽清掃）申込書（第2号様式）」を「、浄化槽汚泥、スカム等収集運搬（浄化槽清掃）申込書（第2号様式）」に改める。

第7条第1項第6号中「。運転免許証の写しを添付すること。」を削り、同条第3項ただし書中「許可」の次に「及び王寺町の区域に係る法第7条第1項の収集の許可を受けた者が香芝市に存する施設（香芝・王寺環境施設組合が管理運営するごみ焼却施設をいう。）において一般廃棄物の積卸しを行う運搬業の許可（以下「王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しの許可」という。）」を加える。

第8条第1項中「若しくは」を「又は」に、「次の」を「、次の」に改め、同項第3号中「前2号」の次に「に掲げるもの」を加え、「事項」を「要件を満たす者であること。」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しの許可をする場合の基準は、法に定めるもののほか同項第2号及び第3号に定めるとおりとする。

第11条中「から処理業者」の次に「にあつて」を、「、浄化槽清掃業者」の次に「にあつて」を加える。

第12条第1項第5号中「事項」を「許可の取消し又は停止の要件に該当するとき。」に改める。

第17条中「市長」を「、市長」に改める。

第 1 号様式から第 4 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 4 条関係）

し尿収集運搬申込書			
申 込 年 月 日		年 月 日	
世 帯 主 (事 業 所)	住 所	香芝市	
	フ リ ガ ナ		
	氏 名		
電 話 番 号			
区 分		1 一般家庭 2 事業所	
開 始 年 月		年 月	
業 者			
地 図			
備 考			
処 理	台帳作成		
備考 1 広報かしばお知らせ版でし尿の収集運搬の日程を掲載しますが、作業の状態により数日前後する場合があります。それ以外の日にし尿の収集運搬を希望されると臨時の取扱いになり、下記 4 に掲げる料金に臨時料金の 2， 5 0 0 円が加算されますのであらかじめご了承ください。 2 「事業所」は、主として 5 人以上の従業員を雇用する所又はこれに類する所です。 3 区分は、該当箇所に丸をつけてください。 4 し尿の収集運搬の手数料は、一般家庭の場合にあっては、基本料金 4 2 0 円＋1 0 リットルにつき 7 0 円、事業所の場合にあっては、1 0 リットルにつき 9 0 円です。			

第2号様式（第4条関係）

浄化槽汚泥、スカム等収集運搬（浄化槽清掃）申込書			
申 込 年 月 日		年 月 日	
世 帯 主 (事 業 所)	住 所	香芝市	
	フリガナ		
	氏 名		
電 話 番 号			
開 始 年 月		年 月	
業 者			
地 図			
備			
考			
処 理	台 帳 作 成	デ ー タ 入 力	
備考 1 浄化槽の設置場所及び通路には物を放置しないでください。 2 広報かしばお知らせ版で浄化槽汚泥、スカム等の収集運搬（浄化槽清掃）の日程を掲載しますが、作業の状態により数日前後する場合があります。 3 浄化槽汚泥、スカム等の収集運搬(浄化槽清掃)時に不在の場合は、浄化槽汚泥、スカム等の収集運搬(浄化槽清掃)ができません。不在で浄化槽汚泥、スカム等の収集運搬(浄化槽清掃)ができなかった場合は、翌月の月初めに へ連絡し「予備の日」に申込みをしてください。 4 浄化槽汚泥、スカム等の収集運搬（浄化槽清掃）時には浄化槽まで届く水道ホースを準備してください。			

第 3 号様式（第 6 条関係）

手数料の減免申請書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 17 条の規定により下記の理由で一般廃棄物処理手数料（し尿の収集及び運搬・動物の死体処理）を減免、減額されたく申請します。

記

理由

以 上

第 4 号様式（第 7 条関係）

一般廃棄物収集運搬業（変更）許可申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 第 7 条 第 1 項} \\ \square \text{ 第 7 条 の 2 第 1 項} \end{array} \right)$ の規定により、

- $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥を除く。）} \\ \square \text{ 一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥に限る。）} \\ \square \text{ 一般廃棄物運搬業（王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しに限る。）} \end{array} \right)$

の（ $\square$ 事業範囲の変更の）許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式（第 7 条関係）

作業計画調書

収 集 運 搬 区 域	
収 集 運 搬 戸 数	戸
運 搬 車 台 数	台
作 業 人 員	運転手 人 作業員 人
1 月 当 た り の 稼 働 日 数	日
1 日 当 た り の 作 業 能 力	
1 日 当 た り の 収 集 運 搬 量	
1 月 当 た り の 収 集 運 搬 量	
収 集 運 搬 の 方 法	
備 考	

第 7 号様式中 「注 1 区分には、事業主、役員、臨時の区分を、職種には、
2 運転免許書の写しを添付すること。

事務員（契約、集金、一般）、運転手、作業員の職種を記入すること。 「
を
」

備考

- 1 区分には、事業主、役員又は臨時の区分を、職種には、事務員（契約、
- 2 運転免許証の写しを添付すること。

集金又は一般）、運転手又は作業員の職種を記入すること。 に改める。
」

第 1 0 号様式から第 2 2 号様式までを次のように改める。

第 1 0 号様式（第 7 条関係）

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

浄化槽法第 3 5 条第 1 項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

香芝市指令 第 号

許可証

住 所
氏 名

年 月 日付けをもって申請のあった

（一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥を除く。）
一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥に限る。）
一般廃棄物運搬業（王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しに限る。）
浄化槽清掃業

）の

（事業範囲の変更の）許可の申請については、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

香芝市長 

- 1 許可の有効期限 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 取扱廃棄物の種類
- 3 区 域
- 4 その他必要な事項

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 1 2 号様式（第 9 条関係）

香芝市指令 第 号

不許可書

住 所
氏 名

年 月 日付けをもって申請のあった

（
一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥を除く。）
一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥に限る。）
一般廃棄物運搬業（王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しに限る。）
浄化槽清掃業
）の

（事業範囲の変更の）許可の申請については、許可しない。

年 月 日

香芝市長



不許可の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 1 3 号様式（第 1 0 条関係）

許可申請事項変更承認申請書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

年 月 日付け香芝市指令 第 号により許可を受けた

- ☐ 一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥を除く。）
☐ 一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥に限る。）
☐ 一般廃棄物運搬業（王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しに限る。）

の許可申請書及びその添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 1 0 条第 1 項の規定により申請します。

記

事 項	変 更 内 容		変 更 理 由
	前		
	後		
	前		
	後		
	前		
	後		

なお、上記内容に必要な書類は、別に定める。

以 上

香芝市指令 第 号

許可申請事項変更承認書

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった許可申請事項変更承認の申請
については、年 月 日付け香芝市指令 第 号の許可条件に
より申請のとおり承認します。

年 月 日

香芝市長 

第 1 5 号様式（第 1 0 条関係）

許可申請事項変更届

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電 話 番 号

年 月 日付け香芝市指令 第 号により許可を受けた

- ☐ 一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥を除く。）
☐ 一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥に限る。）
☐ 一般廃棄物運搬業（王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しに限る。）
☐ 浄化槽清掃業

の許可申請書及びその添付書類の記載事項について、下記のとおり変更が生じまし

たので、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 1 0 条

☐ 第 3 項
☐ 第 4 項

の規定により届け出ます。

記

事 項	変 更 内 容		変 更 理 由
	前		
	後		
	前		
	後		
	前		
	後		

なお、上記内容に必要な書類は、別に定める。

以 上

第 1 6 号様式（第 1 1 条関係）

届出書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

次のとおり

☐ 一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥を除く。）

☐ 一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥に限る。）

☐ 一般廃棄物運搬業（王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しに限る。）

☐ 浄化槽清掃業

の

☐ 全部

☐ 一部

を

☐ 休止

☐ 廃止

しましたので、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行

規則第 1 1 条の規定により届け出ます。

1

休 止

の年月日

年 月 日

廃 止

2 事 業 の 範 囲

3 理 由

第 1 7 号様式（第 1 2 条関係）

香芝市達 第 号

許可取消書

住 所
氏 名

年 月 日付け香芝市指令 第 号で許可した

（
一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥を除く。）
一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥に限る。）
一般廃棄物運搬業（王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しに限る。）
浄化槽清掃業
）は、

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 1 2 条の規定により、次の理由により許可を取り消します。

年 月 日

香芝市長 

取消しの理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 1 8 号様式（第 1 2 条関係）

香芝市達 第 号

業務停止命令書

住 所
氏 名

年 月 日付け香芝市指令 第 号で許可した

（ 一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥を除く。）
一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥に限る。）
一般廃棄物運搬業（王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しに限る。）
浄化槽清掃業 ） は、香芝

市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 1 2 条の規定により、次のとおり業務の停止を命じます。

年 月 日

香芝市長 

1 停止を命ずる事項

2 停 止 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

3 停止を命ずる理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 1 9 号様式（第 1 3 条関係）

許可証再交付申請書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 1 3 条第 2 項の規定により、

下記のとお

☐ 一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥を除く。）
☐ 一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥に限る。）
☐ 一般廃棄物運搬業（王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しに限る。）
☐ 浄化槽清掃業

の許可証の再交付を申請します。

記

1 許可年月日及び番号 年 月 日
香芝市指令 第 号

2 紛失等の年月日 年 月 日

3 紛失等の理由

以 上

備考 許可証を毀損又は汚損した場合には、その許可証を添付すること。

実績報告書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

年 月分の業務実績について、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 1 4 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 業務実績

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 取 扱 廃 棄 物 の 種 類 | |
| (2) 1 月 当 た り の 稼 働 日 数 | 日 |
| (3) 1 月 当 た り の 処 理 戸 数 | 戸（計画処理戸数 戸） |
| (4) 1 月 当 た り の 稼 働 延 べ 車 両 台 数 | 台（保有車両台数 台） |
| (5) 1 月 当 た り の 延 べ 作 業 人 員 | 人（作 業 人 員 人） |
| (6) 1 月 当 た り の 収 集 運 搬 量 | t |

2 添付書類

業務実績表（別紙）

以 上

(別紙)

業務実績表（ 年 月分）

[illegible]

第 2 1 号様式（第 1 5 条関係）

香芝市達 第 号

改善命令書

住 所
氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 9 条の 3 の規定により、必要な措置を講ずるよう次のように命じます。

年 月 日

香芝市長



1 状 況

2 必要な措置

3 履 行 期 限 年 月 日

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第22号様式（第16条関係）

香芝市達 第 号

措置命令書

住 所
氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項の規定により、必要な措置を講ずるよう次のように命じます。

年 月 日

香芝市長



1 状 況

2 必要な措置

3 履行期限 年 月 日

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。